第3章　全体構想（分野別方針）

～ 土地利用、交通、都市環境 ＋ 都市マネジメント ～

1．全体構想の関係

第１章で示した「都市計画マスタープランに反映すべき視点」（P.9）を踏まえ、全体構想の中での将来都市構造と分野別方針の関係を以下に示します。分野別方針では、**「土地利用」**、**「交通」**、**「都市環境」**の３つの分野と、それら全てに関わる**「都市マネジメント」**の計４つの分野について、より細やかな方針を示します。

全体構想の関係

第２次 佐野市都市計画のテーマ

『 豊かな資源と人が育む 交流都市 佐野 』

都市計画の基本目標

①『拠点連結（いもフライ）型都市構造』の構築
② 魅力と活力にあふれた広域交流拠点づくり
③ 安全・安心で都市活力を支えるまちづくり
④ 水と緑が薫る快適な居住環境の創出
⑤ 豊かな自然や歴史・文化を活かした景観形成

全体構想（将来都市構造）

（1）面の構想
- ◆ 市街地
  - まちなかゾーン
  - 都市的土地利用ゾーン
- ◆ 市街地外
  - 田園的土地利用ゾーン
  - 自然的土地利用ゾーン

（2）軸の構想
- ◆ 広域都市軸
- ◆ 都市活力軸
- ◆ 地域生活軸

（3）拠点の構想
- ◆ 中心拠点
- ◆ 地域拠点
- ◆ 生活拠点
- ◆ 産業振興拠点
- ◆ 観光レクリエーション拠点

全体構想（分野別方針）

（1）土地利用の方針　（2）交通の方針　（3）都市環境の方針
（4）都市マネジメントの方針

※ 第2次佐野市都市計画マスタープランに反映すべき視点

ア）都市のコンパクト化　イ）交通ネットワークの強化　ウ）国道沿線やIC周辺等における開発促進と適切な土地利用の推進　エ）都市経営コストの低減　オ）空き家や空き地などの低・未利用地の活用　カ）景観・自然環境の適切な保全、管理　キ）災害対策の強化　ク）他分野と連携した施策展開

全体構想（分野別方針）

都市計画の基本目標 ①	②	③	④	⑤		全体構想 分野別方針（基本的な考え方）	視点※
－						**1. 土地利用の方針**	－
○	○	○	○	○	1	地域特性を活かした良好な住宅地の形成	ア）オ）
					2	立地特性を活かした魅力ある商業・業務地の形成	ア）
					3	活力ある工業地の整備、拡充	ウ）
					4	歴史と文化、うるおいあふれる観光地づくり	カ）
					5	公共交通と一体となった柔軟な土地利用の展開	ア）イ）
					6	子育て世代や高齢者などが住みやすいまちづくりの推進	ア）ク）
					7	空き家や空き地などの低・未利用地の活用	ア）ウ）エ）オ）ク）
－						**2. 交通の方針**	－
（1）公共交通ネットワーク							
○		○			1	まちづくりに寄与する公共交通利用への転換促進	ア）イ）
					2	利用者（市民・来訪者）のニーズに対応した公共交通ネットワークの構築	ア）イ）
					3	健全な維持管理のための協働体制づくりの推進	ア）イ）
（2）道路ネットワーク							
○	○	○			1	公共交通網と整合した道路ネットワークの構築	ア）イ）ウ）
					2	円滑な交通を処理する道路網体系の確立	イ）ウ）
					3	環境に配慮した道路整備の推進	イ）
					4	誰にでもやさしく、多機能性のある道路空間の確保	イ）
（3）交通需要管理							
		○			1	都市交通の円滑化	ア）イ）
					2	まちなかゾーンの公共交通と徒歩・自転車を中心とした交通システムの構築	ア）イ）
					3	市民や事業者などの協力と参画の実現	イ）
－						**3. 都市環境の方針**	－
（1）公園・緑地							
	○	○	○	○	1	ふるさとの水と緑の後世への引き継ぎ	カ）
					2	安全で快適な空間の創出	カ）
					3	市民と行政の協働体制の構築	カ）
					4	豊かな水と緑を活かしたまちづくりの計画的な推進	カ）
（2）下水道・河川							
		○	○	○	1	下水道の整備	エ）
					2	下水道使用の普及促進	エ）
					3	合併処理浄化槽の普及	エ）
					4	河川改修の推進	カ）キ）
					5	河川への放水量の抑制	カ）
（3）上水道							
		○	○		1	上水道の整備	エ）
					2	上水道使用の普及促進	エ）
（4）その他供給処理施設							
		○	○		1	汚水共同処理の推進	エ）
					2	ごみ処理施設の適正運営	エ）
					3	火葬場の適正運営	エ）
（5）防災・減災							
		○			1	災害に強い市街地の形成	キ）
					2	砂防・治水対策の推進	キ）
（6）都市景観							
○			○	○	1	地域の個性をひき出す景観づくりと活用	カ）
					2	次世代へつながる良好な景観の保全	カ）
					3	市民や事業者との協働による都市景観づくり	カ）

＋

4. 都市マネジメントの方針		－
1	民間施設も含めた都市空間の形成	エ）オ）ク）
2	公共施設の適正な配置	ア）エ）オ）
3	社会資本ストックの適正な管理	ア）エ）オ）

※ 第2次佐野市都市計画マスタープランに反映すべき視点

2．分野別方針

（1） 土地利用の方針

基本的な考え方

1. 地域特性を活かした良好な住宅地を形成します。

・地域の成り立ちや状況を踏まえ、多様化したニーズに対応する住宅地を形成します。「まちなかゾーン」は公共交通、行政、医療・福祉、教育及び商業などの都市機能の利便性を享受する高密度なまちなか居住、「都市的土地利用ゾーン」は公共交通及び自動車の利便性を享受する郊外型居住、「田園的土地利用ゾーン」は自然とのふれあいを大切にした田園居住を誘導します。
・質の高い生活環境の実現や多様化する生活様式への対応のため、良好な街並みの形成や低炭素社会への対応、ユニバーサルデザインの導入、防災・減災のまちづくりにより、良好な住宅地の形成を目指します。

2. 立地特性を活かした魅力ある商業・業務地を形成します。

・本市の商業・業務地は、まちなかゾーン、幹線道路沿道のロードサイド型商業地、地域住民を対象とした近隣型商業地、佐野新都市の観光型広域商業地に区分され、これらの適切な役割分担により、商業・業務地の充実を図ります。
・これらの商業・業務地については、防災・減災のまちづくりを推進します。

3. 活力ある工業地の整備、 拡充を進めます。

・豊かな自然資源や充実した交通網により多様な産業が立地しており、それらの整備、拡充を図ります。
・都市活力の向上、雇用の確保などの観点から、東北自動車道・北関東自動車道や国道 50 号などの交通優位性を活かし、新規産業用地などの確保を図ります。

4. 歴史と文化、 うるおいあふれる観光地づくりを目指します。

・歴史・文化、豊かな田園環境や山と川の自然などの観光資源を適切に保全、活用し、従来の観光に留まらずスポーツツーリズムやグリーンツーリズムなどを取り入れた魅力ある観光地づくりを目指します。

5. 公共交通と一体となった柔軟な土地利用を展開します。

・コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、各拠点が公共交通ネットワークで結ばれ、連携できる土地利用を展開します。

6. 子育て世代や高齢者などが住みやすいまちづくりを進めます。

・子育て世代や高齢者などの全ての世代が健康で安全・安心に暮らせるまちを目指して、医療・福祉や教育・文化、環境などの他分野と都市計画分野が連携して住みやすいまちづくりを進めます。

7. 空き家や空き地などの低・未利用地の活用を図ります。

・まちなかに人々が行き交う賑わいの創出などを目指して、点在する空き家や空き地などの低・未利用地の活用を促進します。特に、拠点となる駅周辺においては、賑わいやまちの活性化に資する土地の活用を図ります。



▲田沼北区画整理事業地



▲出流原弁天池

将来都市構造に示した４つの土地利用ゾーンを、目的に応じてエリア分けし、商業・業務、居住などが調和した適切な土地利用誘導を図ります。

① まちなかゾーン

都市機能と居住を集約した全ての世代が住みやすい拠点づくりを目指すゾーン

○ 佐野駅・佐野市駅周辺エリア

・行政、商業・業務、文化、観光などの都市機能の充実を図るとともに、様々な都市機能が集積する都市空間の形成を推進します。また、生活利便性の高いまちなかの居住環境の再生を進めます。

・土地利用の整序や街並みづくりにより、本市の中心市街地にふさわしい環境整備を進めるとともに、中心市街地の活性化、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わいの創出を図ります。

○ 田沼駅・田沼行政センター周辺エリア

・田沼駅周辺は、高齢者でも快適に買い物ができる、利便性の高い居住環境の再生と、門前町としての歴史的背景を活かした街並みづくりを進めます。また、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わい創出を図ります。

○ 葛生駅・葛生行政センター周辺エリア

・葛生駅周辺は、生活や観光情報の提供と、行政、商業、居住などの都市機能の集積を図り、地域の中心として利便性の高い居住環境の再生を進めます。また、空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、まちなかの賑わい創出を図ります。

○ 佐野新都市エリア

・佐野新都市は、観光型広域商業・業務を中心とした都市機能の集積と強化を進めます。

・土地利用の整序により、商業・業務、居住などが調和した土地利用を促進します。

② 都市的土地利用ゾーン

都市の既存ストックを活用し、市民の暮らしやすさの向上を図るゾーン

○ 主要幹線沿道エリア

・都市活力軸を構成する幹線道路沿道は、商業・業務などのロードサイド型の中小規模の各種産業機能を集積し、都市活力の向上を図ります。

○ 生活商業エリア

・身近な商業機能や生活利便施設の集約を図り、地域生活に密着した商業機能の充実を図ります。

○ 住環境保全・形成エリア

・住宅地では良好な居住環境を保全しつつ、生活の利便性や防災性の向上、空き家対策などにより安全・安心の確保を図ります。特に、行政機能や公共交通など既に利便性の高いエリアについては、住みやすいまちづくりを進めます。

○ 住・工共存エリア

・中小工場などの産業と住宅が混在する地区については、用途の適正化や快適な職住近接型住宅地としての環境整備を図ります。

○ 工業エリア

・既存工業地の機能強化と、新たな産業を支える企業立地の促進を図ります。
・高速道路インターチェンジ周辺では、交通利便性を活かした産業の立地に向けて、環境整備を図ります。

③ 田園的土地利用ゾーン

優良な自然や農地の保全を図り、魅力ある田園集落の形成に努めるゾーン

○ 農村集落エリア

・既存の農村集落は、都市的土地利用の開発を抑制することを基本としながら、地域コミュニティの維持と活性化を図るため、既存集落の実情に合った土地利用を展開する地域と位置づけ、低密度な居住環境の形成を図ります。
・優良農地を有している地域は、農地の集積・集約などの農業施策と連携を図り、都市的土地利用への転換を抑制し、生産環境の保全と向上に努めます。また、市街地や集落からの良好な景観を提供する場として、緑豊かな田園集落の環境や景観の保全に努めます。
・既存工業団地及び高速道路インターチェンジ周辺では、良好な環境や景観の保全に配慮しながら、恵まれた立地条件や交通条件を活かした産業の誘致を検討します。
・都市計画区域外は、将来的な住工混在の土地利用を防止し、良好な居住環境を維持するための適切な土地利用の方策を検討します。特に、新たに設置される（仮称）出流原 PA スマート IC の周辺など、工場等の進出による居住環境への影響が懸念される地域では、秩序ある土地利用を図ります。

○ 土地利用転換検討エリア

・（仮称）出流原 PA スマート IC の周辺には、物流機能を中心とした産業などの立地に向けて土地利用の転換を図ります。
・国道 50 号沿線においては、農業との調整を図りながら、地域振興に資する土地利用の転換を目指します。

○ 土地利用調整エリア

・土地利用調整エリアは、周辺環境との調和を図り、また、無秩序な市街化を促進しない範囲で、主に産業による地域の振興を期待します。
・市民、事業者、行政が協力しながら、地域の特色ある発展を目指します。

④ 自然的土地利用ゾーン

森林や水辺空間の利活用と自然環境の保全に努めるゾーン

○ 自然環境保全エリア

・北部山間部の森林を中心とした地域は、良好な自然環境を有している地域であり、市民の憩いの場として、また、保水能力の優れた森林環境として保全に努めます。
・市街地の背後に形成される山並みは、良好な緑の景観を提供しており、街並みと調和する景観資源として、森林の利活用と自然環境の保全に努めます。
・国指定史跡唐沢山城跡と国際クリケット場が位置する唐沢山周辺は、観光、スポーツによる交流の場として、歴史・文化環境と自然環境の保全、活用に努めます。
・市街地を流れる河川は、都市にうるおいと安らぎを与える市民の憩いの場として、水辺空間の創出と保全に努めます。
・自然資源を活かした地場産業の活性化を図るとともに、周辺集落の環境改善との両立を図ります。

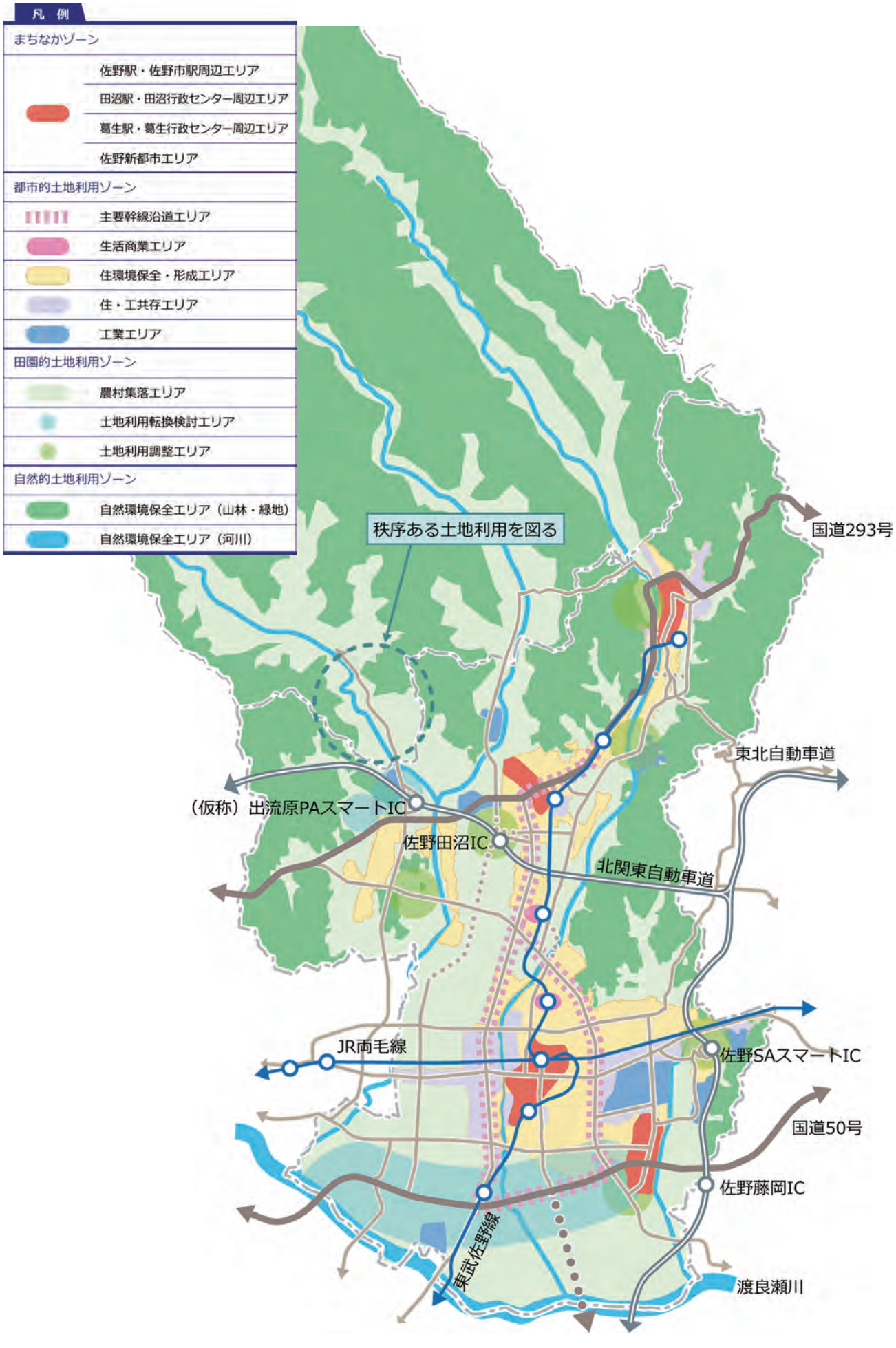


▲秋山川河川敷



▲秋山川渓流

土地利用の方針図


凡　例
まちなかゾーン
佐野駅・佐野市駅周辺エリア
田沼駅・田沼行政センター周辺エリア
葛生駅・葛生行政センター周辺エリア
佐野新都市エリア
都市的土地利用ゾーン
主要幹線沿道エリア
生活商業エリア
住環境保全・形成エリア
住・工共存エリア
工業エリア
田園的土地利用ゾーン
農村集落エリア
土地利用転換検討エリア
土地利用調整エリア
自然的土地利用ゾーン
自然環境保全エリア（山林・緑地）
自然環境保全エリア（河川）
秩序ある土地利用を図る
国道293号
東北自動車道
（仮称）出流原PAスマートIC
佐野田沼IC
北関東自動車道
JR両毛線
佐野SAスマートIC
国道50号
佐野藤岡IC
東武佐野線
渡良瀬川

（2） 交通の方針

交通の基本方針は、「公共交通ネットワーク」、「道路ネットワーク」、「交通需要管理」の視点から、将来都市構造に示した軸と拠点の形成を図ります。

1） 公共交通ネットワーク

基本的な考え方

1. まちづくりに寄与する公共交通利用への転換を促進します。

・超高齢社会や環境問題に対応していくため、中心拠点、地域拠点などを結ぶ公共交通ネットワークの強化を図り、自動車へ過度に依存しない都市構造を再構築します。
・交通弱者の移動手段の確保や、まちなかゾーンにおける魅力の創出など、今後の都市づくりにおいて多面的な効果をもたらす公共交通への転換を促進します。
・都市の既存ストックである JR 両毛線及び東武佐野線を本市の広域都市軸の柱として位置づけ、鉄道とバス・タクシーの連携による公共交通を中心とした都市構造への再構築を図ります。また、公共交通サービスの確保・維持に向けた利用促進を図ります。

2. 利用者（市民・来訪者）のニーズに対応した公共交通ネットワークを構築します。

・利用者の多い施設などをターミナルとし、採算性や地域性を考慮した公共交通ネットワークの構築を推進します。
・鉄道駅では交通結節点としての機能強化を図ることにより、鉄道の利便性を高め、自動車から公共交通への乗り換えを促進します。また、市内の観光交通を支える公共交通ネットワークの充実を図るとともに、周辺都市との連携により、公共交通の利用促進を働きかけます。
・わかりやすい料金体系と運行方法により、スムーズな乗降の実現を目指します。
・利用者の多い施設などの開閉時刻に合わせた運行を設定し、利用しやすい公共交通を目指します。
・利用状況やニーズに応じて、既存路線の見直しやデマンド交通の導入など、公共交通ネットワークの見直しを図ります。

3. 健全な維持管理のための協働体制づくりを推進します。

・よりよい公共交通を維持管理していくため、利用者ニーズを的確に把握しつつ、サービス水準の定期的な見直し、公共交通の利用促進に資する施策について検討します。また、市民、事業者、行政の協働体制のもと、安定的で利便性の高い公共交通の維持・確保に取り組みます。

① 広域交通機関の機能強化

・鉄道や高速バスの利用者ニーズに応じた運行本数の見直しやユニバーサルデザインによる駅施設などの整備を促進し、市民や来訪者にとっての広域交通機関の利便性を高めます。

② 交通結節点の機能強化

・佐野駅は、重要な交通結節点であることから、バスやタクシーなどとの連携強化により、乗継利便性の向上を図り、公共交通網全体の利用を促進します。
・市内の主要な駅には、乗り換えや送迎などがスムーズに行えるような駅前広場や駐車場、駐輪場の整備を行い、鉄道の利便性向上を促進します。
・佐野新都市バスターミナルは、重要な交通結節点であり、利便性向上を図るため、路線バスやタクシーとの円滑な接続や、駐車場の整備、拡充を促進します。

③ 公共交通の機能強化

・市民生活を支える公共交通として鉄道・バス・タクシー事業者との連携強化により機能強化を図り、自動車への過度な依存から鉄道利用等への転換を促進します。
・市営バスの他、本市が運営する福祉バスやスクールバス、民間事業者によるバスが運行されていることから、それぞれの役割分担の明確化と連携により、市民や来訪者のニーズに対応したサービス向上と機能強化を図ります。
・まちなかゾーンでは、地域活性化を図る観点から、主要な公共施設や交通結節点、商業地を結び、歩行者回遊を支援する新たな公共交通の可能性を検討します。特に、鉄道駅との連携強化を図り、一体的な公共交通ネットワークの構築を推進します。
・利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、佐野駅と佐野新都市とを結ぶ公共交通の機能強化を図ります。
・郊外部や北部山間部の公共交通空白地域も含めて、それぞれの地域の特性やニーズに応じた方策の導入により公共交通の確保・維持を図ります。


▲佐野市営バス（さーのって号）


▲東武佐野線

公共交通ネットワークの方針図



2） 道路ネットワーク

基本的な考え方

1. 公共交通網と整合した道路ネットワークを構築します。

・まちなかゾーンの交通の円滑化と、地域間における生活交通の向上などを図ることが重要です。そのため、鉄道駅と連携した道路ネットワークの構築を推進します。

・鉄道駅における乗換利便性の向上を図る観点から、自動車、自転車、歩行者のための施設の改善や整備を進め、総合的な交通環境としての充実を図ります。

・拠点間を結ぶ公共交通網と整合した道路ネットワークの構築により、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の形成を図ります。

2. 円滑な交通を処理する道路網体系を確立します。

・各市街地部に集中する自動車交通を円滑に分散、流入させるため、通過交通の迂回を目的とした「内環状道路」を配置し、これを中心とした道路網の整備を進めます。

・市街地におけるボトルネックの解消、大規模開発地へのアクセス道路の確保、市街地への流入交通の分散を図るため、「外環状道路」の整備を進めます。

・各市街地の連携強化を図るため、「市街地間連絡道路」の整備を進めます。

・道路網体系の確立により、市内の物流拠点と高速道路のアクセス性を向上し、効率的な物流ネットワークの構築を図るとともに、災害時の複数ルートの確保を図ります。

3. 環境に配慮した道路整備を推進します。

・公共交通の利便性向上や渋滞解消を目指した道路整備については、今後とも積極的に取り組んでいきます。整備に当たっては、道路構造や沿道環境にも十分に配慮します。

4. 誰にでもやさしく、 多機能性のある道路空間を確保します。

・これからの道路空間は、単に自動車交通を処理するものだけでなく、将来的な公共交通の導入への対応や安全で快適な自転車利用環境の創出、多目的に活用できるオープンスペースとしての役割にも配慮していくことが必要です。

・既存道路の活用を図りつつ、ユニバーサルデザインや景観に配慮し、誰にでもやさしく、快適な空間の創出を目指します。

① 広域幹線道路

・東北自動車道、北関東自動車道は、広域的な高速道路網として位置づけます。
・国道 50 号、国道 293 号は、本市と他の都市を結び、災害時の緊急輸送道路にもなる広域的な幹線道路として位置づけます。
・南部幹線は、産業振興及び災害時の広域的な避難経路確保のため、埼玉、東京方面との連絡強化を図る上で重要な道路として、整備を促進します。

② 幹線道路

・地域の交通利便性や、物流拠点と高速道路のアクセス性を高めるために、幹線道路を適切に配置します。
・周辺都市との連携強化のため、都市間を結ぶ道路の整備、拡充を図ります。
・都市活力軸を構成する佐野田沼線、佐野古河線、佐野環状線、佐野行田線、築地吉水線などは機能の整備、拡充を図ります。
・桐生岩舟線、1 級 1 号線は、広域都市軸を構成する幹線道路として、機能の整備、拡充を図ります。また、都市機能集積エリア内においては、沿道に魅力ある施設の立地を図り、賑わいのあるシンボル軸としての道路空間の創出を推進します。
・西部幹線は、佐野田沼 IC 周辺へのアクセス道路として、また、南北の市街地の連絡を強化する道路として整備を推進します。

③ 補助幹線道路

・補助幹線道路は、幹線道路を補完し、快適な歩行者空間の創出、地区防災の強化、まちづくりの支援などの観点から適切に配置します。
・歩道の確保、植栽、街路灯などの整備により統一感のある道路景観の形成を図ります。
・まちなかゾーンでは、道路沿道に魅力ある施設の立地を図り、賑わいのある道路空間を創出します。
・南部道路は、国道 50 号南側の集落間を連絡強化する道路として整備を検討します。

④ 生活道路、歩行者・自転車ネットワーク

・既成市街地は、狭隘な生活道路の拡幅や改良を図り、生活環境の向上に努めます。
・まちなかゾーンの主要な交通結節点及び学校・病院などの周辺では、安全で快適に通行できる歩行者や自転車の空間整備とネットワークの形成を図ります。
・拠点へのアクセス性の充実と強化、拠点間の円滑な移動、拠点内の回遊性の向上を目指し、歩行者及び自転車の空間整備とネットワーク化を図ります。
・北部山間部や市街地の後背地の山間部、河川空間などにおいては、豊かな自然景観に親しみ、楽しめる空間として、ハイキングコースやサイクリングロードを配置します。

道路ネットワークの方針図



3）交通需要管理

基本的な考え方

1. 都市交通の円滑化を進めます。

・市民が安全かつ豊かに暮らせる市街地を形成していくために、公共交通と自動車交通が適切に組み合わされた都市交通体系の構築を推進します。
・それぞれの地域において、市街地や交通利用者の特性に応じた多様な交通手段の提供を図り、交通の円滑化を進めます。
・市街地内における商業施設の周辺や朝夕の通勤目的などによる交通渋滞の緩和のため、交通需要管理について検討します。

2. まちなかゾーンは公共交通と徒歩・自転車を中心とした交通を目指します。

・まちなかゾーンでは、徒歩・自転車で安全に楽しく過ごせる空間の構築のため、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通の利用を促進することにより、まちなかを回遊できる交通システムを目指します。

3. 市民や事業者などの協力と参画を実現します。

・交通渋滞を解消し生活環境の向上を図るためには、市民や事業者などの自動車利用者の協力と交通施策への参画が重要です。そのため、市民や事業者に対して、交通需要管理に対する意識の啓発を図り、円滑で快適な都市交通環境の確保を目指します。


▲佐野新都市バスターミナル


▲りょうもう号（東武佐野線）

① 適切な交通手段への誘導

・道路網のボトルネックの解消とあわせ、適切な交通手段への誘導を図ります。
・交通結節点である鉄道駅へのアクセス性の改善や駅前広場、駐車場、駐輪場の整備を行い、鉄道利用を促進します。
・鉄道の発着時間と連動した他の公共交通機関（バス、タクシー）との乗り換え易さ、運行本数や乗車時間など、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
・公共交通運賃制度の検討や改善を進め、公共交通利用の促進を図ります。
・ノンステップバスや運行案内システムの導入など、利用環境の改善を促進し、バスサービスの向上を図ります。
・公共交通の利用を促進し、自動車交通から公共交通への移動手段の転換を図ります。
・自動車から自転車への転換を図るため、民間事業者によるシェアサイクルの導入などを検討します。

② まちなかゾーンにおける交通システムの確立

・まちなかゾーンは、公共交通の基点となっており自動車へ過度に依存しない都市づくりを実現するため、まちなかゾーンにおける交通体系を、公共交通を中心としたものに転換していくことが重要です。
・公共交通によるまちなかゾーンへの一層のアクセス性の向上、歩行者・自転車ネットワークの充実、自動車の適正な誘導による交通渋滞の解消などにより、まちなかを回遊できる交通システムの確立を目指します。
・駐車場の確保や交通需要管理による交通混雑や駐車問題の解消を図るとともに、歩きやすい道路空間の整備を進めます。

③ 交通弱者への配慮

・ユニバーサルデザインの推進により、高齢者や障がい者などが安全に移動できる交通手段を確保します。また、自転車の利用を促進するなど、交通手段の選択肢を確保し、誰もが移動しやすい交通環境の形成を図ります。

④ 官民協働による施策の推進

・市民、事業者、行政など多くの主体が連携し、交通需要を管理する各種施策を効率的に運営します。
・大規模な土地利用の変更が行われる場合は、対象地域の関連主体と連携し、適切な交通手段を検討します。

（3） 都市環境の方針

都市環境の基本方針は、「公園・緑地」、「下水道・河川」、「上水道」、「その他供給処理施設」、「防災・減災」、「都市景観」の６つの視点から考えます。

1） 公園・緑地

基本的な考え方

1. ふるさとの水と緑を後世に引き継ぎます。

・本市の歴史や文化を育んできた水や緑を守り、市民の誇りとして後世に引き継ぎます。

2. 安全で快適な空間を創り出します。

・安全で快適な暮らしを支えるため、誰もが気軽に利用でき、休憩や余暇活動など市民の多様な要望に応えることのできる水と緑のオープンスペースの計画的な整備を図ります。

3. 市民と行政の協働体制をつくります。

・市民や事業者の主体的な活動と行政の積極的な支援による、緑あふれるまちづくりを実現するため、誰もが参加できるしくみの充実を図ります。

4. 豊かな水と緑を活かしたまちづくりを計画的に進めます。

・本市の緑地の保全や緑化の推進に関する方針を検討します。

① 自然環境の保全

・みかも山公園は、北面にある万葉自然公園かたくりの里をはじめとする周辺施設との連携を強化し、広域かつ総合的なレクリエーションエリアとしての充実を図ります。また、自然環境の保全にも努めます。
・市民のレクリエーションの場として親しまれている唐沢山県立自然公園・秋山川緑地一帯は、さらに魅力や利用価値を高めるように整備促進するとともに、自然環境の保全に努めます。
・磯山公園は、日本名水百選に選ばれた出流原弁天池湧水を活かした風致公園として整備されており、地域住民の生活に潤いを与えるとともに、観光拠点でもあります。そのため、今後とも風致公園として周辺環境及び水質の保全を図ります。さらに、周辺の旗川緑地や佐野市運動公園との回遊性を高め、魅力ある公園・緑地を整備します。

・山林は、都市計画区域外を含め、既存の自然環境を保全するとともに、山の斜面地における開発などの規制を図ります。また、豊かな自然に触れるハイキングなどのレクリエーションの場、林業を振興する場として、生態系に配慮した活用を図ります。

② 水と緑を活かした市街地の形成

・街区公園、近隣公園は、住区基幹公園として適切に配置し、ユニバーサルデザインの推進などにより、安心で使いやすい公園としての充実を図ります。
・地区公園については、各地域における拠点的な公園施設と位置づけます。また、公園施設が不足している市街地においては、適切に整備を図ります。
・運動公園としては、佐野市運動公園、田沼グリーンスポーツセンター、中運動公園を位置づけ、市内のレクリエーション施設などとの連携や機能の強化を図ります。
・小規模な公共施設緑地については、都市公園を補完する身近な公園・緑地として配置し、レクリエーションの場としての活用を図ります。
・地区計画、建築協定、緑化協定により、市街地における住宅地、商店街、工場、事業所などの緑化を促進します。道路や公園などの公共施設に対しても緑化を推進します。

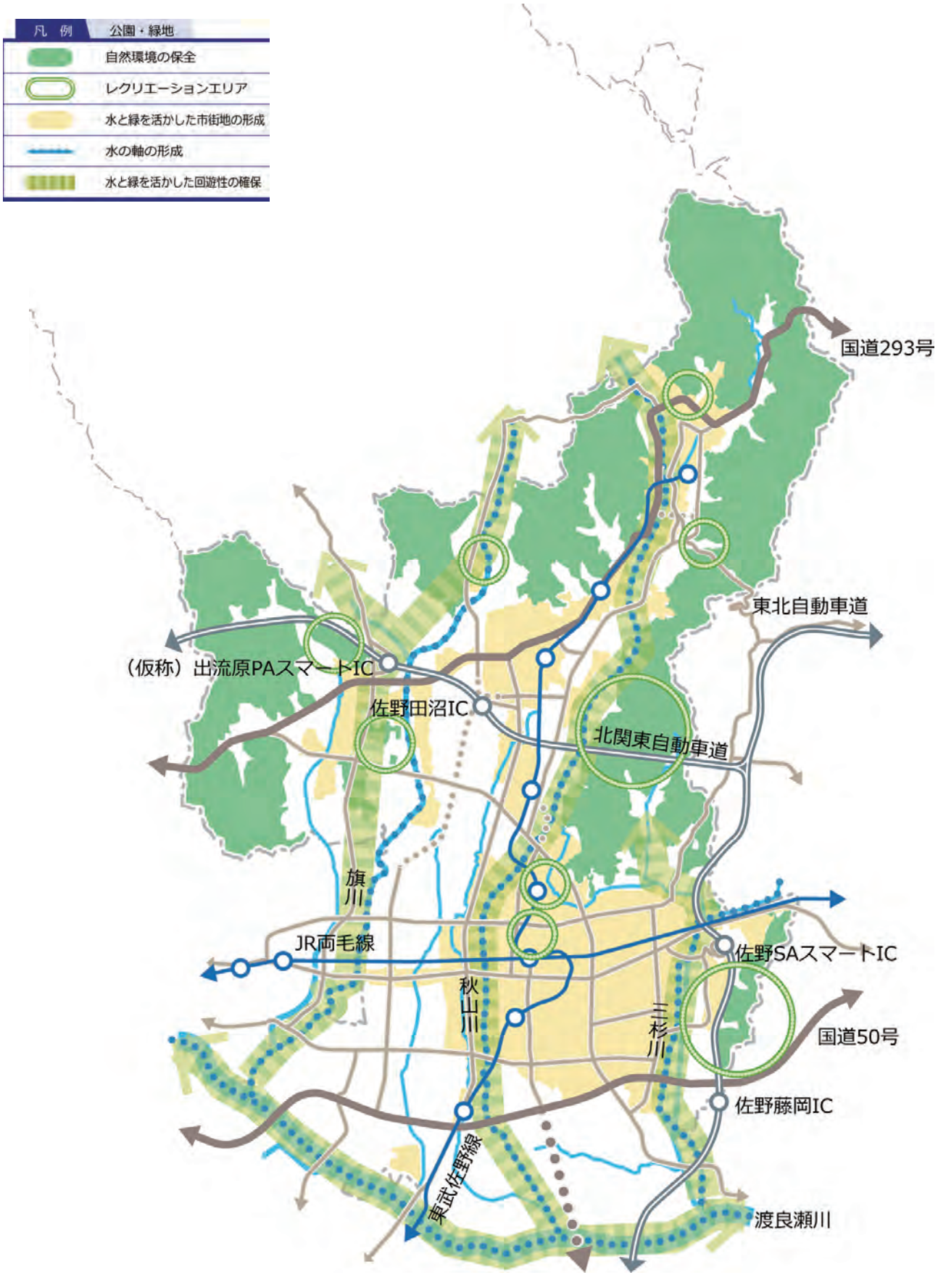
③ 水の軸の形成

・本市を北から南に流れる旗川、秋山川、三杉川などと、それらが流れ込む渡良瀬川を水の軸に設定し、回遊性のある親水空間のネットワークの形成を図ります。
・市街地を流れる秋山川については、緑地としての機能、さらには、市民に親しめる機能を活かせるように自然を活かした親水空間として整備を図ります。
・旗川については、良好な田園風景を流れる河川として、水質の保全や景観の保全を図るとともに、渡良瀬川と秋山川と連携した親水機能を有する河川空間として整備を図ります。
・河川沿いの広域緑道整備により、田園風景と調和した良好な景観を創出します。
・その他の市街地に沿って流れる河川についても、市民にとって身近な水辺資源として整備するとともに、生物における生育環境の保全を図るなど、多自然型河川整備を図ります。

④ 水と緑を活かした回遊性の確保

・広域的な観光・レクリエーション施設、市内に点在する森林や里山空間、都市の親水空間である河川など、これらの連携を図り水と緑のネットワークを確保します。特に、唐沢山、三毳山、こどもの国、出流原弁天池周辺、嘉多山公園などを結ぶネットワークを形成し、各施設の利用を促進します。
・その他、市内各地区の公園、公共施設、豊富に点在する社寺、史跡、屋敷林なども活用することにより、さらなる回遊性の確保に努めます。

公園・緑地の方針図


凡 例
公園・緑地
自然環境の保全
レクリエーションエリア
水と緑を活かした市街地の形成
水の軸の形成
水と緑を活かした回遊性の確保
国道293号
東北自動車道
（仮称）出流原PAスマートIC
佐野田沼IC
北関東自動車道
旗川
JR両毛線
佐野SAスマートIC
秋山川
三杉川
国道50号
佐野藤岡IC
東武佐野線
渡良瀬川

2） 下水道・河川

基本的な考え方

1. 下水道の整備

・市街地及びその周辺地域の良好な住環境を維持するため、汚水施設の整備を計画的に進めます。
・市街地における浸水及び道路冠水を軽減・解消するため、雨水排水路の整備を推進します。
・下水道と農業集落排水施設の効率的な事業運営を行うため、共同処理化を推進します。

2. 下水道使用の普及促進

・下水道（農業集落排水施設を含む）が整備された地区の市民に、下水道接続に向けた PR をして普及促進に努めます。

3. 合併処理浄化槽の普及

・下水道の整備計画や農業集落排水施設のない地域については、生活環境改善と水質保全を図るため、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の働きかけを推進します。

4. 河川改修の推進

・防災のための雨水対策として、未改修河川や水路の整備を推進します。

5. 河川への放水量の抑制

・河川への過度な放水を抑制するため、調整池の設置など雨水流出調整の指導を行います。
・無秩序な宅地化を防ぐとともに、道路や駐車場などの施設整備に透水性舗装の導入を検討するなど、雨水対策を実施します。

3） 上水道

基本的な考え方

1. 上水道の整備

・安全で安心なおいしい水を供給できるように、老朽施設の更新、水質検査の適正管理に努めるとともに、災害に強い水道づくりや、水の安全性の更なる向上のための施設整備に努めます。

2. 上水道使用の普及促進

・給水区域内の上水道の普及促進に努めます。

4） その他供給処理施設

基本的な考え方

1. 汚水共同処理の推進

・し尿処理施設は、汚水処理の効率的な事業運営を行うため、下水道施設との共同処理化を推進します。

2. ごみ処理施設の適正運営

・長期的、総合的視点に立った計画的なごみ処理計画を策定し、資源保全に配慮した循環型社会の形成と、ごみ処理施設などの適正な運営を推進します。

3. 火葬場の適正運営

・周辺環境との調和を図りながら、今後も適正な運営を推進します。

5） 防災・減災

基本的な考え方

1. 災害に強い市街地の形成

・地震、風水害等の様々な災害を想定した、災害に強いまちづくりを推進します。
・市街地の安全性を確保するため、建築物やライフラインの耐震化を推進します。また、避難所の確保や再配置、食料などの備蓄の確保に努めます。
・防災上のオープンスペースとしての多面的機能を有した農地、公園などの適切な配置を検討し、保全、管理を行います。
・建築物の不燃化や空き家対策を促進し、特に、建築物が密集する地域においては、防火地域、準防火地域などの指定の検討を行います。
・避難路や物資の輸送ルート、大規模災害時における延焼防止帯の機能を担う空間として都市計画道路の整備を推進し、市内各所や周辺市町との連携を強化します。

・災害時に迅速に対応できるよう、国、県、関係機関との連携の強化を図ります。また、大規模災害後に円滑な復興を進めるため、復興まちづくりの方針を事前に検討します。
・防災講習会や各種訓練など、ソフト対策による地域防災力の向上を図ります。

2. 砂防・治水対策の推進

・国、県との連携による危険箇所の把握により、土砂災害などの防止対策を推進します。
・ハザードマップの配布や防災訓練及び講習会などを通し、危険地域などについて住民への周知を推進します。

6）都市景観

基本的な考え方

1. 地域の個性をひき出す景観づくりと活用

・魅力ある景観は、暮らしに潤いを与えるとともに、観光などの分野で活用することで、地域の活性化にも繋がります。生活や自然、歴史・文化など、地域ごとの特性に配慮した制度やルールの設定を検討しながら、都市景観の向上を推進します。

2. 次世代へつながる良好な景観の保全

・本市の豊かな地形に育まれた良好な自然景観は、地域の財産として次の世代まで守り継ぐ必要があります。良好な景観形成に影響を及ぼす新たな課題に対しては、適切な誘導を図ります。

3. 市民や事業者との協働による都市景観づくり

・良好な景観づくりのためには、地域の景観への愛着を持って協力し合うことが大切です。都市景観に対する理解を深めながら、市民、事業者、行政が一体となった景観づくりを進めます。

（4） 都市マネジメントの方針

人口減少や都市の成熟化が進む中でのまちづくりでは、民間活力の活用や、医療・福祉など様々な分野の施策との連携、都市施設の適正な管理・活用による都市経営コストの軽減など、「土地利用」、「交通」、「都市環境」の３つの分野全てに関わる横断的な取り組みが必要となります。

これらの横断的な取組について、「都市マネジメント」として以下に方針を示します。

基本的な考え方

1. 民間施設も含めた都市空間の形成を図ります。

・医療・福祉施策、商工業・農林業などの産業施策、教育・文化施策、環境施策などの他分野の施策との連携により、子育て支援や医療・福祉などの民間施設を含めたエリア一帯での都市空間の形成を図り、住みやすいまちづくりを進めます。

2. 公共施設を適正に配置します。

・市有施設の統廃合・複合化や必要な施設の長寿命化を図り、適正な施設配置や効率的で効果的な管理運営を推進します。

3. 社会資本ストックを適正に管理します。

・既存の公共施設やインフラなどの社会資本ストックの機能を最大限に引き出し、有効活用を図るとともに、長寿命化などの適正な維持管理による都市経営コストの低減を図ります。

① 様々な分野の連携による総合的かつ戦略的な施策展開

・子育て世代や高齢者などの全ての世代が住みやすいまちづくりのために、都市計画分野と他分野の連携により、医療・福祉施設や商業施設、教育施設などの多様な都市機能の集積や産業振興・企業誘致などにおいて、総合的かつ戦略的な施策展開を図ります。

・官民連携による賑わいのあるまちづくりに向けて、多様な主体の参画によるエリアマネジメント※を推進します。

② 公共施設の適正配置

・コミュニティ活動の継続を重視しつつ、各地区の今後の人口推移や施設の老朽化状況などを踏まえた保有量や配置を検討します。

③ 社会資本ストックの有効活用と長寿命化

・既存の公共施設や公園などについて、民間事業者の創意工夫を取り入れた官民連携による運営維持管理などの幅広い有効活用の方策を検討します。

・既存の道路や橋梁、下水道、公共施設などは、計画的な予防保全により長寿命化を図ります。

・既存の公共施設が充実している地域では、これらの利活用と機能の充実を図ります。

※エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組みのこと。